

東峰村公告第2号

事後審査型条件付一般競争入札公告

東峰村が発注する工事について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、東峰村財務規則（平成17年規則第36号）第85条及び東峰村事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成23年規則第15号）第5条の規定により公告する。

令和8年6月12日

東峰村長 眞田秀樹

1. 入札に付する事項

(1) 事業名	買い物支援拠点整備事業
(2) 工事名	東峰村買い物支援拠点施設建築工事
(3) 予定価格	¥101,880,000-（税抜）
(4) 最低制限価格	有
(5) 工期	契約締結日の翌日から令和9年1月29日
(6) 施工場所	朝倉郡東峰村大字福井735番地5 外1筆
(7) 工事内容	[建築主体] 全体：延床面積347.85㎡（木造1階建） コンビニ：面積198.74㎡ コインランドリー：面積29.81㎡ コミュニティスペース：面積29.81㎡ [電気設備] 電灯・動力・受変電・自火報設備・外灯等 [機械設備] 換気・給排水衛生・給湯・ガス・浄化槽設備等 [外構] アスファルト、排水等

2. 入札に参加する者に必要な要件

入札に参加できるのは、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 東峰村一般競争（指名競争）入札参加資格を有している者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 公告から入札までの期間において、東峰村指名停止等措置要綱（平成17年東峰村告示第39号）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、東峰村に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当でない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引金融機関からの取引停止等の事実があり、

- 経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (7) 施工実績(10年以内の木造建築物の新築工事で、延床面積 200 m²以上の工事)を有し、当該対象工事を施工する能力があると認められる者であること。
- (8) 落札後、当該対象工事に建設業法第 26 条(昭和 24 年法律第 100 号)に定める主任技術者等を配置できること。
- (9) 福岡県又は大分県日田市に本店又は支店等を有すること。

3. 入札日程と提出書類

1. 入札参加申請について	
入札の参加を希望する者は、次により入札参加申請を行なうこと。	
提出期限	令和 8 年 6 月 19 日 (金曜日) 午後 5 時 00 分
提出書類	様式第 1 号「事後審査型条件付一般競争入札参加申請書」
提出先等	東峰村 農林建設課 建設係 (宝珠山庁舎)
提出方法	持参又は郵送により提出すること。(必着)
2. 配布物について	
配布期間	令和 8 年 6 月 12 日 (金曜日) から 令和 8 年 6 月 24 日 (水曜日) まで
配布物	設計図書、仕様書等(CD データ)
配布場所	東峰村 農林建設課 建設係 (宝珠山庁舎)
3. 現場説明会について	
日 時	令和 8 年 6 月 24 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分
説明場所	宝珠山基幹集落センター (東峰村役場宝珠山庁舎) 2 階 第 3 会議室 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6 4 2 5
持参品	印鑑 (認印)
4. 質疑回答について	
受付期間	令和 8 年 6 月 12 日 (金曜日) から 令和 8 年 6 月 26 日 (金曜日) まで
受付方法	FAX 又はメール
回答日	令和 8 年 7 月 3 日 (金曜日) まで
回答方法	参加申請に関するもの : 村ホームページ それ以外のもの : FAX 又はメール (全ての参加社の代表に回答)
5. 入札及び開札について	
入札日時	令和 8 年 7 月 6 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分
提出書類	① 入札書 ② 委任状 (必要な場合のみ) ③ 工事費内訳書 ④ 配置予定技術者届

提出方法	持参による提出のみとする。
入札場所	宝珠山基幹集落センター（東峰村役場宝珠山庁舎）2階 第3会議室 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425
入札回数	1回
開札	入札の日時、場所に同じ

4. 入札及び契約の条件

- (1) 入札保証金 要（東峰村財務規則第91条による減免あり）
- (2) 最低制限価格 有
- (3) 契約保証金 要（東峰村財務規則第114条による減免あり）
- (4) 前払金 有
- (5) 部分払い 有
- (6) 契約の締結 落札を通知した日から7日以内。但し、契約額によっては、議会の承認が必要となりますので契約の締結を延期することがあります。

5. 落札者の決定

- (1) 開札においては、落札者を定めず、有効な入札で価格が低い者の順位を決定する。この場合において、同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじを実施し、順位を決定する。
- (2) 決定した順位に従い審査を行うため、当該入札者は提出を求められた日から2日以内に次に掲げる書類を提出すること。
 - ①事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)
 - ②建設業許可申請書の写し
 - ③建設業の許可の通知の写し
 - ④直近の経営規模等評価結果通知書の写し
 - ⑤総合評定値通知書の写し
 - ⑥現在事項全部証明書の写し
 - ⑦専任で配置する技術者の技術者資格書等の写し
 - ⑧請負業者及び配置技術者の施工実績を証する書面の写し
- (3) 審査の結果、当該入札参加資格を有しているときは、その者を落札者とする。

6. 入札に関する注意事項

- (1) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額。）、をもって契約金額とする。
- (2) 契約条項等は総務課財政管財係において確認すること。
- (3) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 様式第1号「事後審査型条件付一般競争入札参加申請書」提出後、入札書の提出を辞

退する場合は、入札日の前日（休日である時は直前の開庁日）、午後4時までには辞退届（任意様式）を農林建設課建設係へ提出すること。

（5）一度提出した入札書の撤回、訂正等はできない。

（6）落札者の決定後、契約の締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

7. 入札の無効に関する事項

（1）入札参加申請書を提出しない者がした入札

（2）入札に参加する資格がない者がした入札

（3）入札に際して談合等による不正行為があった入札

（4）他人の代理人を兼ねた入札、又は、2人以上の代理をした者が行った入札

（5）2通以上の入札書を提出した者がした入札

（6）虚偽の入札参加申請書又は入札資格審査確認書類を提出した者が行った入札

（7）最低制限価格に満たない入札

（8）工事費内訳書、配置予定技術者届の提出のない入札

（9）工事費内訳書の工事価格と入札金額が対応しない入札

（10）その他入札に関する条件に違反した者が行った入札

8. 提出及び問合せ先

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425 番地

東峰村 農林建設課 建設係

T E L 0946-72-2313

F A X 0946-72-2370

e-mail noken@vill.toho.fukuoka.jp